

○村上市産材利用住宅等建築奨励事業補助金交付要綱

平成20年4月1日

告示第84号

改正 平成22年2月15日告示第94号

平成22年12月21日告示第579号

平成24年3月15日告示第131号

平成29年3月29日告示第132号

平成30年1月10日告示第14号

平成30年12月25日告示第475号

令和2年3月31日告示第131号

(趣旨)

第1条 村上市産材の利用促進と林業の活性化を図るため、村上市産材を利用し、住宅等を建築する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、村上市補助金等交付規則（平成20年村上市規則第50号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造建築物 住宅、工場、倉庫及び車庫等の用途に供し、主要構造部を木造とする建築物をいう。
- (2) 建築 建築物を新築し、増築し、又は改築することをいう。
- (3) 村上市産材 村上市内で生産される素材により製材されたスギ及びヒノキをいう。

(補助の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる建築物は、市内に建築される木造建築物とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、建築に係る経費のうち、村上市産材の購入費とする。ただし、木造建築物1棟につき50万円を超える材料購入費に限るものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助金の交付の対象となる経費の20パーセント以内の額とし、木造建築物1棟につき30万円を限度とする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、工事着手前に補助金等交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 村上市産材利用住宅等建築奨励事業計画書（様式第2号）
- (2) 建築物の位置図及び平面図
- (3) 補助対象となる材料費の見積書
- (4) 伐採等の届出書の写し又は産地証明書
- (5) 前各号に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類

2 前項の補助金の交付申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費

税に係る仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、補助金の交付の決定又は交付しない旨の決定をしたときは、規則第4条第1項に定めるところにより、申請者に通知しなければならない。

(交付決定における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の取扱)

第8条 市長は、第6条第2項の規定による補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

2 市長は、第6条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(事業計画の変更)

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「決定者」という。）は、規則第7条第1項の規定により市長の承認を受けようとするときは、補助金等変更交付申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 決定者は、事業が完了したときは、工事完了後30日を経過する日又は交付決定に係る年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 村上市産材利用住宅等建築奨励事業実績書（様式第6号）
- (2) 完成写真
- (3) 補助対象となる材料の納品証明書
- (4) 注文書（請負契約書）の写し
- (5) 前各号に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類

2 実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書（様式第7号）により、速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の朝日村利用拡大促進事業実施要綱又は山

北町産材「山北杉」利用住宅等建築奨励事業補助金交付要綱（平成15年山北町告示第26号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成22年2月15日告示第94号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年12月21日告示第579号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月15日告示第131号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月29日告示第132号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年1月10日告示第14号）

この要綱は、平成30年1月10日から施行する。

附 則（平成30年12月25日告示第475号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日告示第131号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。